

定 款

日本トランスシティ株式会社

日本トランスシティ株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、日本トランスシティ株式会社と称する。
英文では、Japan Transcity Corporation と表示する。

(所 在 地)

第2条 本会社は、本店を四日市市に置く。

(目 的)

第3条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 倉庫業
2. 港湾運送業
3. 貨物自動車運送業
4. 貨物利用運送業及び代理業
5. 国際複合一貫輸送業及び代理業
6. 通関業
7. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の包装、表示及び保管業
8. 発電及び電気の供給に関する事業
9. コンテナ、パレット等輸送用機器及び荷役用機器の売買及び賃貸業
10. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
11. 土木、建築の設計、施工及び監理業
12. スポーツ施設の経営
13. 自動車整備業
14. 前各号に関連する事業

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、2 億 4,000 万株とする。

（自己の株式の取得）

第 7 条 本会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 本会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式の買増し）

第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（単元未満株主の権利）

第10条 本会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

（基 準 日）

第11条 本会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

（株主名簿管理人）

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第13条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 本会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招 集 地)

第15条 本会社の株主総会は、四日市市内で開催する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第16条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 本会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

前項のほか、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

但し、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の定員）

第21条 本会社に、取締役7名以内を置く。

（取締役の選任）

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

但し、取締役の選任決議は累積投票によらない。

（取締役の任期）

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

但し、増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（役付取締役及び代表取締役）

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。

（取締役の報酬等及び退職慰労金）

第25条 取締役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって、これを定める。

（取締役会の招集）

第26条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。

但し、取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第27条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 本会社は、会社法第 423 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(執行役員)

第30条 取締役会はその決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

2 取締役会は、その決議によって役付執行役員を選定することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第31条 本会社に、監査役 5 名以内を置く。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等及び退職慰労金)

第35条 監査役の報酬等及び退職慰労金は、株主総会の決議によって、これを定める。

（監査役会の招集）

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発するものとする。
但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（監査役会規程）

第37条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第38条 本会社は、会社法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

（事業年度）

第39条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（期末配当金）

第40条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。

（中間配当金）

第41条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第42条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払い義務を免れる。

本定款議定並びに改正年月日

昭和17年12月28日	議	定
昭和18年11月30日	改	正
昭和19年 4月16日	改	正
昭和19年 7月15日	改	正
昭和20年 7月31日	改	正
昭和20年11月15日	改	正
昭和22年12月 1日	改	正
昭和23年12月20日	改	正
昭和24年 2月15日	改	正
昭和24年 5月18日	改	正
昭和24年10月20日	改	正
昭和24年11月 1日	改	正
昭和25年 8月21日	改	正
昭和26年 3月22日	改	正
昭和26年11月30日	改	正
昭和29年 2月 8日	改	正
昭和31年 5月31日	改	正
昭和32年 4月30日	改	正
昭和32年11月30日	改	正
昭和36年 5月30日	改	正
昭和37年 5月30日	改	正
昭和39年 5月30日	改	正
昭和47年 5月30日	改	正
昭和50年 5月30日	改	正
昭和54年 6月29日	改	正
昭和57年 6月29日	改	正
昭和60年 6月28日	改	正
昭和62年 6月26日	改	正
平成 3年 6月27日	改	正
平成 4年 4月 1日	改	正
平成 6年 6月29日	改	正
平成10年 6月26日	改	正
平成14年 6月27日	改	正
平成15年 6月27日	改	正
平成16年 6月29日	改	正
平成18年 6月29日	改	正
平成21年 6月26日	改	正
平成23年 6月29日	改	正
平成26年 6月27日	改	正
平成27年 6月26日	改	正
平成29年 6月29日	改	正
平成30年 4月 1日	改	正
令和 3年 6月29日	改	正